



今月は【義務】となる **③ 電子取引** を解説します！
【義務】なので、例外なく、皆さまに関係しますよ！

法律改正で【義務】になったっていうけど、
「電子取引」がなければ今までと同じで良いよね??



「電子取引」が無いから、もう一度確認しましょう。

請求書の PDF ファイルが、電子メールで送られてきていませんか。
取引先の専用サイトから、請求書や明細をダウンロードしていませんか。
インターネット上のサイトで備品を購入していませんか。(アマゾンなど)
クレジットカードの利用明細を、インターネットでダウンロードしていませんか。
FAXはペーパーレスでの受信設定にいませんか。



⇒ 全て「電子取引」に該当します！

なお、例えば従業員の方がインターネットサイトで会社の備品を購入し、立て替えて支払い、その領収書を電子で受領した場合、その取引も「会社としての電子取引」に該当します。

改めて考えたら、ウチも「電子取引」あるかも…(汗)。
とすると、「いつ」から「どうすれば」良いの??

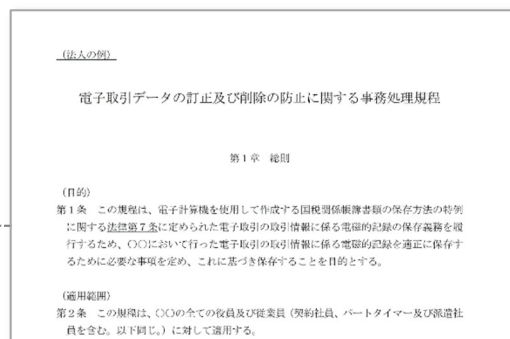


「いつ」→ 令和4年1月1日以降の取引から対象です。

「どうすれば」→ 現在、私たちと顧問契約をいただいている方については
それぞれのご事情にあわせて、一緒に検討しましょう。

電子取引の保存要件である「真実性の要件」と「可視性の要件」を満たすために、
専用ソフトを使用しない場合、一般的には以下の方法が考えられます。
(国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」(令和3年7月)問12、問24より抜粋)

- 1 請求書データ(PDF)のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。
例) 2022年(令和4年)10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書
⇒「20221031_株国税商事_110,000」
- 2 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
- 3 規程(右図)を作成し備え付ける。
(国税庁のwebページにサンプルが公開されています)



今後、会計ソフトとの連携等、各社より機能が発表される
と思われます。皆さまにとってメリットのある方法を
一緒に考えていきたいと思ひます。

【お願い】

まもなく「年末調整」に関する書類の提出をお願いする時期になります。
年末のご多用のところ、毎年ご面倒な書類かと思いますが、皆さまや従業員の方の所得税の
精算を行う大切な手続きです。ご不明な点は、弊所担当者へお気軽にお問い合わせください。
今年もご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

